

公益財団法人大阪府スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.osaka-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	大阪府スポーツ協会ではガバナンスコード(以下「ガバナンスC」という。)適合委員会を設置し、スポーツ団体ガバナンスC<中央競技団体向け>の適合状況について、調査点検を行うとともに総合的な計画作成や各種規程等の制定に関する企画立案を順次行っている。令和13(2031)年を目標とする「長期基本計画」を令和4(2022)年6月に策定し公表した。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	大阪府スポーツ協会では令和4(2022)年6月に計画期間10年の「長期基本計画」を策定し、その公表を行った。同計画には女性理事の割合に関して、40%以上の努力目標を掲げており、加盟団体の協力により、令和7(2025)年6月現在、29.4%(10/34)と段階的にポイントアップしている。また、評議員の女性割合は18.0%(11/61)、外部理事の割合は32.4%(11/34)と、様々な知識と経験を有する人材によって構成されている。 当協会評議員及び役員選任規則においては、理事に対する女性の目標割合を同計画と同様に記載するとともに、競技団体に対して、女性理事及び、女性評議員の登用の推薦を積極的に求めている。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1)団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	評議員及び役員並びに専門委員会委員及びスポーツ少年団役員に対して、「基本的責務」、「遵守事項」など、違反した際の処分等に関する倫理規程を定めている。 事務局職員に対して、就業規則に法令及び協会諸規程を遵守する旨記載し、違反した際の懲戒について定めている。 加盟団体に対して、倫理に関するガイドラインを定めている。 加盟団体の義務・権利、加盟団体の加盟・脱退及び監督・処分に関する事項などを定めた「加盟団体規程」及び「加盟団体の処分に関する基準」を令和4(2022)年4月に新たに制定し、同規程を令和6(2024)年3月に、同基準を令和7(2025)年に3月に改正を行った。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<現状> 平成24(2012)年 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律等の規定に基づく公益性が大阪府知事から認定され、公益法人に移行した。公益財団法人として必要な関係規程等を整備している。 <対応> 毎年度、ガバナンスC適合委員会において現状を点検し、必要があれば改正を行う。令和4(2022)年3月には、「評議員及び役員選任規則」を改定し、理事の就任時の年齢・在任期間の制限等の規定を整備した。併せて「倫理・コンプライアンス委員会規程」、「役員候補者選考委員会運営規則」も新たに制定した。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<現状> 各種規程を整備している。 <対応> 毎年度、ガバナンスC適合委員会において現状を点検し、必要があれば改正を行う。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<現状> 役職員の報酬に関する規程及び事務局職員に関する「給与規程」「旅費規程」を整備している。 <対応> 毎年度、ガバナンスC適合委員会において現状を点検し、必要があれば改正を行う。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<現状> 会計規程及び定款第3章に協会の資産・会計について定めている。 <対応> 毎年度、ガバナンスC適合委員会において現状を点検し、必要があれば改正を行う。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「負担金等に関する規則」において加盟団体及び特別賛助会員の年度負担金の納入に関する規則を定めている。 令和4(2022)年4月に「加盟団体規程」を新たに制定し、加盟団体の負担金納入義務を明確に規定した。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<現状> 国民スポーツ大会の代表選手の選考については、関係競技団体が選考基準により選手選考を行った後、大阪府スポーツ協会において、当該選手の大会出場要件(年齢やふるさと登録等)を確認する方法により適正に行っている。 <対応> 競技団体から選抜される国民スポーツ大会の大阪府代表選手は、競技団体が定める代表選手選考基準に基づいて行わなければならないことやその選考基準の取扱い等を規定した「国民スポーツ大会大阪府代表選手の選考等に関する規程」を令和4(2022)年3月に新たに制定し、令和6(2024)年3月に改正を行った。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	毎年度、理事会(6月)終了後に研修会を実施することとしており、令和7(2025)年度は6月10日の第1回定時理事会開催時に、「スポーツ団体のコンプライアンス」に関する資料配布を行った。また、令和7(2025)年6月30日の定時評議員会開催時においても、「スポーツ団体のコンプライアンス」に関する資料を配布するとともに、団体におけるガバナンスのチェックシートに関する説明を行った。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	大阪府スポーツ協会として、選手の登録は行っていないため、選手に対するコンプライアンス教育は実施せず、競技団体の取組に期待する。ただし、「国民スポーツ大会代表選手」に対する教育については従来どおりアンチ・ドーピング教育を実施している。一方、「指導者向け」の教育については公認スポーツ指導者の倫理や社会規範に関する意識の啓発及び問題発生の未然防止の観点から実施する必要があり、令和7(2025)年6月にスポーツ指導者研修会を兼ねた「競技力向上セミナー」で、コンプライアンスに関する講演を実施した。令和7(2025)年度も国民スポーツ大会代表「選手」に対するアンチ・ドーピング教育については、国民スポーツ大会の代表となるすべての監督・選手が受講できるように独自資料を調製のうえ、大会前に対面での研修を4回実施する。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<現状> 会計規程を整備し、財務・経理の処理を適切に行っている。 <対応> 毎年度、ガバナンスCに照らし、現状の点検・確認を行うこととしている。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<現状> 大阪府教育庁や助成元における経理要項などの定めに沿って適切に処理し、大阪府教育庁及び当協会監事の監査を受けている。 <対応> 毎年度、ガバナンスCに照らし、現状の点検を行うこととしている。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<現状> 公益法人法で定められている法定備置書類を事務所に常備し、開示要請に応じて閲覧できる状況を整えている。また、事業・決算報告書、財務諸表等をHPで開示している。 <対応> 毎年度、ガバナンスCに照らし、現状の点検を行うこととしている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国民スポーツ大会の代表選手の選考については、関係競技団体が選考基準により選手選考を行った後、大阪府スポーツ協会において、当該選手の大会出場要件（年齢やふるさと登録等）の確認を適正に行い、ＨＰで開示している。 「国民スポーツ大会大阪府代表選手の選考等に関する規程」を令和4(2022)年3月に新たに制定した後、令和6(2024)年3月に改正を行った。今年度もこの規程に基づき、関係競技団体の選手選考規程を把握している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	ガバナンスC適合委員会を設置し、総合的な点検を行うとともに、その遵守に向けた規程類整備の検討を順次行っている。 日本スポーツ協会が定めている必須17項目について年1回公表している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	既に定め運用している内規「新規加盟について」及び「加盟審査基準」を統合し、加盟団体との権限関係や加盟団体の組織運営や業務執行について適切な指導、助言及び支援に関する事項などを定めた「加盟団体規程」を令和4(2022)年4月に制定・施行し、同規程を令和6(2024)年3月に改正を行った。制定に当たっては、加盟団体の意見も十分に聴取しながら進めた。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<現状> スポーツ庁や日本スポーツ協会からの情報等については速やかに加盟団体あてに通知や情報提供を行っている。 また、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守については、理事会や評議員会において都度情報提供している。 <対応> 従来の対応に加えて、今後新たに加盟団体を対象とした研修会等の実施を検討することとしている。なお、研修会等の実施に当たっては、加盟団体への支援に対する要望等を十分把握し企画運営する。